

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和8年9月30日

宮代町長 新井 康之

宮代町規則第 33 号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年宮代町規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

学童保育所入所申請書（新規・継続）

年 月 日

宮代町長

住所 宮代町
保護者 氏名
電話

学童保育所に入所させたいので、次のとおり申請します。

区 分		氏 名	入所児童 との続柄	生年月日	性別	職 業	備 考
入 所 児 童 の 家 庭 状 況	入所 児童	ふりがな	本人	年 月 日		小学校 年 組	
	入 所 児 童 の 世 帯 員			年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
入所を希望する 具体的理由							
入所を希望する 学童保育所の名称		児童クラブ	入所希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			

添付書類

- 1 就労証明書（別紙1）※ 就労以外での申請の場合は事由に応じた書類。
- 2 学童保育所から自宅までの略図（別紙2）
- 3 児童家庭調書（別紙3）

口座振替依頼 手続き済… ☐ （ Web / 金融機関窓口 ）

利用申請書提出までにお手続きをしていただき、☐に✓をご記入ください。

原則Webからのお手続きをお願いします。詳しくは別添資料1をご確認ください。

下欄①から③のいずれかに該当し、手続き不要の方は該当する ☐ に✓をお願いします。

※口座振替依頼について 下記①、②、③のいずれかに該当するため手続き不要です。

- ☐ ① 令和2年4月以降、通年で在籍していたきょうだいと同じ口座を希望するため。
きょうだい名 (新 年生) 入所中 ・ 退所 (年 月)
- ☐ ② 入所児童本人が令和2年4月以降に通年で入所していたため。
- ☐ ③ 短期入所申請（納付書払い）のため。

別紙 3 を次のように改める。

秘

児 童 家 庭 調 書

年 月 日現在

学年 (年度) 年		性別 :		《 児童クラブ 》			
ふりがな 児童名		生年月日		年 月 日生			
		平 熱		度 分		血液型 型	
ふりがな 保護者名		住所		宮代町			
		電話		()			
緊急連絡先 (一番先に連絡する人)				留守連絡先 (緊急連絡が取れない場合)			
ふりがな 氏 名		児童との間柄 ()		ふりがな 氏 名		児童との間柄 ()	
自宅・勤務先・その他 ()				自宅・勤務先・その他 ()			
電話(固定)		[]		電話(固定)		[]	
携帯電話		[]		携帯電話		[]	
かかりつけの病院							
診療科		病院名			電話番号		
内 科							
外 科							
その他							
勤務先	父	氏 名		勤務時間	～		通勤時間 (分)
		勤務先		休 日			
		電 話		携帯電話			
	母	氏 名		勤務時間	～		通勤時間 (分)
		勤務先		休 日			
		電 話		携帯電話			
＊ケガなど緊急時緊急連絡先に連絡がつかない場合の対応として、学童保育所の判断でかかりつけの病院もしくは搬送先の病院で診察処置を受けること 可 ・ 不可							
＊学童保育所での保育にあたり、配慮しなければいけないことはありますか。 はい ・ いいえ							
＊病院で治療を受ける際、配慮しなければいけないことはありますか。(特異体質など) はい ・ いいえ							
＊薬品・食物アレルギーはありますか。 はい ・ いいえ (品目) (症状) (対処法)							
＊常時服用している薬はありますか。 はい ・ いいえ (薬品名) (薬を処方した医療機関)							
＊児童の帰宅方法について 1. 日常の送迎者 : (児童との間柄)							
2. 緊急時の引取り		氏名	① ()	② ()	③ ()		
		連絡先					
※緊急時の引取りは、学校に提出する「引渡しカード」と同一の方をご記入ください。							
その他							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以降に入所する者の入所の決定について適用し、令和 9 年 3 月 3 1 日以前に入所する者の入所の決定については、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。